

愛媛労働局発表

令和7年9月1日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 賃金室
賃金室長 三好 勝也
賃金指導官 高尾 芳樹
電話 089-935-5205

愛媛県最低賃金 時間額 1,033円を答申

～ 引上げ額77円（引上げ率8.05%） ～

令和7年9月1日、愛媛地方最低賃金審議会（会長：森本 明宏）は、愛媛労働局（局長：常盤剛史）に対し、愛媛県最低賃金を77円引き上げて、時間額1,033円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

1 令和7年7月3日、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会に対し諮問を行った愛媛県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、同年9月1日に、現行の最低賃金の時間額956円を77円引き上げ、1,033円に改正することが適当である旨の答申を行いました（引上げ率8.05%）。

なお、効力発効の日は、令和7年12月1日の予定です。

2 この「77円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」で示された目安の金額より14円高く、時給で示す現行方式となった平成14年（2002年）以降で最高額となります。

3 愛媛労働局では、この答申を踏まえ、本年度の愛媛県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。